

株式交付に係る事前開示書面

(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に基づく開示事項)

2023 年 3 月 15 日

アサヒ衛陶株式会社

2023年3月15日

株式交付に係る事前開示事項

大阪府大阪市中央区常磐町1丁目3番8号

アサヒ衛陶株式会社

代表取締役 星野 和也

当社は、2023年3月15日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画書」といいます。）に基づき、2023年4月5日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社とし、日本ライフエレベーション株式会社（以下「NLE社」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交付に関する会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交付計画の内容（会社法第816条の2第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由（会社法施行規則第213条の2第1号）

当社は、本株式交付に際して譲り受けるNLE社の普通株式の数の下限を、153株と定めております。

当社は、NLE社の2023年2月24日付の登記情報の記載から、NLE社の普通株式の同日現在における発行済株式総数が300株であること、NLE社は同日現在において議決権のある種類株式を発行していないことを確認し、同登記情報の記載が同日現在のNLE社の発行済の株式の状況を正確に反映していること、及び、同日から本効力発生日までの間に、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他NLE社の株式に転換可能な権利の発行又は付与を行う予定はないことをNLE社に確認いたしました。

以上から、当社は、本株式交付に際して譲り受けるNLE社の普通株式の数の下限を153株とする定めが、会社法第774条の3第2項に定める要件を満たすと判断いたしました。

3. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 2 号）

別紙 2 のとおりです。

4. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 3 号）

該当事項はありません。

5. 株式交付子会社に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 4 号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 213 条の 2 第 5 号イ）

該当事項はありません。

7. 本株式交付が効力を生ずる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 6 号）

本株式交付は、会社法第 816 条の 8 第 1 項の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交付計画の内容

株式交付計画書

アサヒ衛陶株式会社（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、日本ライフエレベーション株式会社（以下「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うに当たり、次のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式交付子会社の商号及び受所）

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：日本ライフエレベーション株式会社

住所：北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号4階

第2条（株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の下限は、153株とする。

第3条（本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及び金銭並びにそれらの割当）

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、乙の普通株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の合計数に965株を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式965株を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い、甲が乙の普通株式の譲渡人に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い、処理する。

第4条（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

本株式交付により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 資本金の額 | 金45,917,595円 |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第39条の2に従い甲が別途定める額 |
| (3) 利益準備金の額 | －円 |

第5条（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日）

乙の普通株式の譲り渡しの申込みの期日は、2023年3月20日とする。ただし、甲は、本株式交付が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）を変更する場合には、当該変更と同時にこれを変更することができる。

第6条（本株式交付の効力発生日）

効力発生日は、2023年4月5日とする。但し、本株式交付に手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

第7条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画の作成費から効力発生日までの間において、甲又は乙の財務状態若しくは経営状態に重大な変動が発生又は判明した場合、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が発生又は判明した場合、その他本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

2023年3月15日

大阪市中央区常盤町一丁目3番8号
アサヒ衛陶株式会社
代表取締役 星野 和也

別紙2 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め の相当性に関する事項

1. 株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）及び株式交付比率の算定根拠等

（1）本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びNLE社並びにこれらの関連会社から独立した第三者算定機関である株式会社ブリッジフィールドアドバイザー（東京都新宿区新宿1-3-8 代表取締役橋本誠志）（以下「ブリッジフィールド」といいます。）を選定いたしました。

ブリッジフィールドは、当社については、当社の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在し取引市場での流動性も高いことから、本株式交付の対価としてその株式価値を評価する場合、市場株価法により十分に適正な結果が得られると判断したため、市場株価法を採用して算定を行いました。NLE社については非上場会社であることを勘案し、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の、NLE社の普通株式1株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりです。

| | 株式交付比率の算定結果 |
|------|-----------------|
| 普通株式 | 811.44～1,096.72 |

市場株価法においては、2023年3月14日を算定基準日として、当社の東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、直近1か月間、3か月間及び6か月間の株価終値の単純平均値を基に、同社の株式価値を分析しております。DCF法においては、NLE社から提供を受けた2024年6月期から2028年6月期までの事業計画を参考に当社が保守的に修正した事業計画に基づき、NLE社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてNLE社の株式価値を分析しております。NLE社の事業ステージに鑑み、計画期間におけるフリー・キャッシュ・フローの現在価値については、割引率を11.2%～12.2%として算定しています。また、計画期間以降の継続価値については、永続成長率法を採用し、評価時点において想定可能な計画期間以降の事業成長の水準を踏まえ、永続成長率を0%として算定し、計画期間以降のフリー・キャッシュ・フローの現在価値については割引率を9.1%～11.1%として算定しております。また計画期間以降の継続価値については、永続成長率法を採用し、評価時点において想定可能な計画期間以降の事業成長の水準を踏まえ、永続成長率を-0.5%～0.5%として算定しています。この結果をもとに当社

の市場株価法を用いた評価結果との比較に基づく株式交付比率のレンジを、普通株式株に対して811.44株～1,096.72株として算定しております。

なお、当該事業計画は、本株式交付の実施を前提としておりません。また、ブリッジフィールドによる株式交付比率の算定結果は、本株式交付における株式交付比率の公正性について意見を表明するものではなく、当社は、本株式交付における本株式交付比率が当社の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

以上

別紙3 株式交付子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第10期決算

北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号4階
 日本ライフエレベーション株式会社
 代表取締役 丸尾 義則

貸借対照表の要旨

(令和4年6月30日現在) (単位：千円)

| 資産の部 | | 負債・純資産の部 | |
|------|---------|----------|---------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 157,327 | 流動負債 | 62,068 |
| 固定資産 | 730 | 固定負債 | 48,437 |
| | | 負債合計 | 110,505 |
| | | 株主資本 | |
| | | 資本金 | 3,000 |
| | | 利益剰余金 | 44,552 |
| | | 純資産合計 | 47,552 |
| 資産合計 | 158,057 | 負債・純資産合計 | 158,057 |

損益計算書の要旨

(令和3年7月1日から令和4年6月30日) (単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------------|---------|----------|--------|
| 売上高 | 666,550 | 営業外費用 | 528 |
| 売上原価 | 532,438 | 経常利益 | 34,196 |
| 売上総利益 | 134,114 | 特別損失 | — |
| 販売費及び一般管理費 | 100,727 | 税引前当期純利益 | 34,196 |
| 営業利益 | 33,386 | 法人税等 | 462 |
| 営業外収益 | 1,337 | 当期純利益 | 33,734 |